(六)　租税回避の防止

非居住者の行為又は計算で、これを容認した場合には所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、恒久的施設帰属所得に係る所得に対する所得税の課税標準、税額等を計算することができる。（所得税法第一六八条の二関係）

(九)　分離課税に係る所得税の額の計算

分離課税に係る所得税の額の計算については、分離課税の対象となる国内源泉所得について、他の所得と区分して、その支払を受けるべき金額に二〇パーセント（利子等及び給付補塡金等については一五パーセント）の税率を乗じて計算した額とする。（所得税法第一六四条、第一六九条及び第一七〇条関係）

3　居住者が株式を無償又は有利な価額により取得することができる権利を発行法人から与えられた場合において、当該居住者等が当該権利をその発行法人に譲渡したときは、当該譲渡の対価の額から当該権利の取得価額を控除した金額を、その発行法人が支払をする事業所得に係る収入金額、給与等の収入金額、退職手当等の収入金額、一時所得に係る収入金額又は雑所得に係る収入金額とみなして、所得税法（所得税法第二二四条の三、第二二五条及び第二二八条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）の規定を適用することとした。（所得税法第四一条の二及び第二二四条の三関係）

4　居住者が、破産法の規定による免責許可の決定又は再生計画認可の決定があった場合その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合にその有する債務の免除を受けたときは、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととした。ただし、当該経済的な利益の価額のうち、次に掲げる金額の合計額に相当する部分については、この限りでないこととした。（所得税法第四四条の二関係）

(一)　当該免除を受けた年において、当該経済的な利益の価額がないものとして当該債務を生じた業務に係る事業所得等の金額を計算した場合に当該事業所得等の金額の計算上生じる損失の金額

(二)　当該免除を受けた年において、この特例の適用がないものとして総所得金額等を計算した場合に、当該総所得金額等から純損失の繰越控除により控除すべきこととなる金額

5　居住者の外国税額控除について、次のとおり整備を行うこととした。（所得税法第九五条関係）

(一)　国外源泉所得

居住者の外国税額控除の基礎となる各種の国外源泉所得の一つである国外事業所得の範囲を国外事業所等帰属所得とする。

国外事業所等帰属所得は、国外事業所等が当該居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該国外事業所等が果たす機能、当該国外事業所等と当該居住者の事業場等との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該国外事業所等に帰せられるべき所得とする。

(二)　国外事業所等に係る取引に係る文書化

外国税額控除の適用を受ける居住者は、当該居住者が他の者との間で行った取引のうち当該取引から生ずる所得が当該居住者の国外事業所等に帰せられるものに係る明細を記載した書類及び当該居住者の事業場等と国外事業所等との内部取引に係る明細を記載した書類を作成しなければならない。

6　所得税の予定納税制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（所得税法第一〇条、第一〇六条、第一〇七条及び第一〇九条関係）

(一)　国税通則法の規定による納期限の延長（以下「期限延長」という。）により、第一期又は第二期において納付すべき予定納税額の納期限がその年一二月三一日後となる場合は、当該期限延長の対象となった予定納税額は、ないものとする。

(二)　税務署長が行う予定納税額等の通知について、その年六月一五日において第一期において納付すべき予定納税額の納期限が国税通則法の規定により延長され、又は延長される見込みである場合には、その年七月三一日（当該納期限が延長された場合には、その延長後の納期限）の一月前の日までに行うものとする。ただし、その延長後の納期限がその年一二月三一日後となる場合には、その通知は要しないものとする。

7　公的年金等に係る確定申告不要制度について、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける者は同制度を適用できないこととした。（所得税法第一二一条関係）

8　延払条件付譲渡に係る所得税額の延納について、要担保徴収額の最低限度額を一〇〇万円（改正前五〇万円）に引き上げるとともに、延納期間が三月以下の場合には担保を不要とすることとした。（所得税法第一三二条関係）

9　国家公務員共済組合法第七四条第一号に掲げる退職年金その他の公的年金等の支払を受ける居住者で当該公的年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出したものに対し、国家公務員共済組合連合会等が支払う当該公的年金等について源泉徴収すべき税額は、当該公的年金等の金額から各種控除の月割額（一定の調整控除額を控除）に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を控除した残額に五パーセント（当該残額が一六万二、五〇〇円に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を超える場合におけるその超える部分の金額については、一〇パーセント）の税率を乗じて計算することとした。（所得税法第二〇三条の三関係）

10　無記名公社債の利子等に係る告知書及び無記名割引債の償還金に係る告知書について、これらの告知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（所得税法第二二四条関係）

11　株式等の譲渡の対価の受領者等の告知等の対象となる株式等の範囲に、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権を加えることとした。（所得税法第二二四条の三関係）

12　調書、源泉徴収票又は計算書（以下「調書等」という。）を提出すべき者が、所轄の税務署長の承認を受けた場合には、当該所轄の税務署長以外の税務署長に対し、当該調書等に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかの方法により提供できることとした。（所得税法第二二八条の四関係）

13　広域的運営推進機関を公共法人等の範囲に加えることとした。（所得税法別表第一関係）

14　給与所得控除の上限額が適用されるその年中の給与等の収入金額を、一、〇〇〇万円（改正前一、二〇〇万円）に引き下げ、その上限額を二二〇万円（改正前二三〇万円）とすることとした。（所得税法第二八条関係）

15　給与所得控除の上限の引下げに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表の見直しを行うこととした。（所得税法別表第二～別表第五関係）

二　法人税法の一部改正関係

1　外国法人に対する課税原則について、次のとおり見直すこととした。

(一)　外国法人の課税所得の範囲

次に掲げる外国法人の区分に応じそれぞれ次に定める国内源泉所得に係る所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。（法人税法第九条関係）

(1)　恒久的施設を有する外国法人　各事業年度の次に掲げる国内源泉所得

イ　恒久的施設帰属所得

ロ　恒久的施設非帰属国内源泉所得（国内源泉所得のうち恒久的施設帰属所得以外のものをいう。以下同じ。）

(2)　恒久的施設を有しない外国法人　各事業年度の恒久的施設非帰属国内源泉所得